

公益財団法人 日本ライフセービング協会

倫理委員会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の基本規程第2章第5節事業本部、専門委員会及び専門室に定められた規定に基づいて設置された、倫理委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 本協会は常設の機関として委員会を設置する。

(定義)

第3条 本規程でコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、本協会における各種規則、取引に関わる契約・約款その他ライフセービングに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(委員会)

第4条 委員会を構成する委員（以下「委員」という）は、理事会において、理事長を除く理事及び外部の学識経験者を含む3名以上を選任し、委員長は外部の学識経験者である委員の中から選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 議長は委員長とする。

5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 審議事項は出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

8 委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

(1) 基本規程第8章第2条に定める加盟団体等、評議員等、役員等、名誉役員等、専門委員等、職員等、登録者等及びその他の関係者による本協会、加盟団体又は加盟クラブの定款、倫理規程その他諸規定の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項

(2) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(議事録)

第6条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員1名の合計2名が記名押印する。

4 議事内容及び結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

(任 期)

第7条 委員の任期は、理事にあつては定款第25条に定めのある理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員会の設置期間内として最長2年とする。ただし、再任は妨げない。

(解 任)

第8条 委員長及び委員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議決を経てこれを行う。

附則1 本規程は、2018年6月30日から施行する。

附則2 本規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。

附則3 本規程は、2019年6月29日から一部改定施行する。